

◆「身に覚えのない不審な電話・メール」にご注意ください！

【最近寄せられた相談事例】

- 身に覚えはないが数か月前に利用したという有料サイトの利用料(30万円)の請求電話があった。ネット利用可能なギフトカードで一旦払ってもらえれば、当社の弁護士が保険適用手続きを行うので返金されると言われた。本日、13時までに電話しないと追加料金がかかり、裁判になると言われた。  
(40歳代 男性)
- 「登録されているが、未払いになっている」、「差し押さえの強制執行を行う」などと書かれているメールが届いた。申し込み日や契約先、何の代金の未払いなのか記載がないので、わからない。不安だ。  
(年齢不詳 女性)
- パソコンのメールに「民事訴訟案件 訴状提出受理完了通知」が届いていた。24時間以内に、退会メールの返信をするよう記載してあった。メールを無視していると「身辺調査済み」とのメールが来た。  
(70歳代 不明)

【身に覚えのない利用料等の請求電話がかかってきたり、  
メールが届いたら・・・】

- 年齢確認ボタンを押した場合でも、申込みとなることの表示や、確認・訂正できるように措置されていなければ契約は成立しません。相手からどんな言葉で脅されたとしても、相手にせず無視しましょう！
- よくわからない料金を請求されたり、不安を感じたら、一人で悩まず、大阪市消費者センターや最寄りの警察に相談しましょう！

ぜひ、ご活用ください！

大阪市消費者センターでは、高齢者の消費者被害防止のため、地域で高齢者を支援する(見守る)方等に役立つハンドブックを作成しています。

くわしくは、大阪市消費者センターホームページ「エルちゃんの見守り講座」のページをご覧ください。



◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター  
エルちゃん